

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第57号**

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(承継入居の承認)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 当該承継者の公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第16条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）に規定する収入の申告に基づき認定された収入又は<u>当該承継者の法第16条第4項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により把握した収入</u>が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(家賃及び駐車場使用料の額等)</p> <p>第14条 略</p> <p>別表第1（第14条関係） 一般県営住宅等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">入居者の区分</th> <th style="text-align: center;">家賃（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 2の項から4の項まで</td> <td style="text-align: center;">令第2条及び<u>第16条第1項</u>の規定によ</td> </tr> </tbody> </table>	入居者の区分	家賃（月額）	1 2の項から4の項まで	令第2条及び <u>第16条第1項</u> の規定によ	<p>(承継入居の承認)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 知事は、次の各号（特定公共賃貸住宅にあつては、第1号を除く。）のいずれかに該当するときは、条例第11条第1項の承認をしてはならない。ただし、当該承継者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承継者が引き続き県営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該承継者の公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第16条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）に規定する収入の申告に基づき認定された収入が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(家賃及び駐車場使用料の額等)</p> <p>第14条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県営住宅の項に規定する規則で定める額は、家賃にあつては別表第1、駐車場使用料にあつては別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第14条関係） 一般県営住宅等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">入居者の区分</th> <th style="text-align: center;">家賃（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 2の項及び3の項に掲</td> <td style="text-align: center;">令第2条及び<u>第15条第1項</u>の規定によ</td> </tr> </tbody> </table>	入居者の区分	家賃（月額）	1 2の項及び3の項に掲	令第2条及び <u>第15条第1項</u> の規定によ
入居者の区分	家賃（月額）								
1 2の項から4の項まで	令第2条及び <u>第16条第1項</u> の規定によ								
入居者の区分	家賃（月額）								
1 2の項及び3の項に掲	令第2条及び <u>第15条第1項</u> の規定によ								

に掲げる入居者以外の入居者	り算定した額
2 法第28条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定に該当する入居者（3の項及び4の項に掲げる入居者を除く。）	令第8条第2項及び第16条第1項の規定により算定した額
3 法第28条第4項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定に該当する入居者（4の項に掲げる入居者を除く。）	令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項及び第16条第1項の規定により算定した額
4 略	

備考

- 1 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び第16条第1項の規定により算定した額とする。
- 2 略
- 3 入居者が、法第40条第1項の規定により新たに整備された一般県営住宅に入居する場合又は法第44条第3項の規定による一般県営住宅の用途の廃止による一般県営住宅の除却に伴い他の一般県営住宅等に入居する場合において、新たに入居する一般県営住宅等の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、令第12条及び第16条第2項の規定により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

特別県営住宅・特定公共賃貸住宅 略

掲げる入居者以外の入居者	り算定した額
2 法第28条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定に該当する入居者（3の項に掲げる入居者を除く。）	令第8条第2項及び第15条第1項の規定により算定した額
3 法第29条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定に該当する入居者	略

備考

- 1 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び第15条第1項の規定により算定した額とする。
- 2 略
- 3 入居者が、法第40条第1項の規定により新たに整備された一般県営住宅に入居する場合又は法第44条第3項の規定による一般県営住宅の用途の廃止による一般県営住宅の除却に伴い他の一般県営住宅等に入居する場合において、新たに入居する一般県営住宅等の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、令第11条及び第15条第2項の規定により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

特別県営住宅・特定公共賃貸住宅 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。